

「現場に出る以上、半人前では困る。いい加減な作業指示でよいのか？　それが災害になるのだ。自信をもって指示をしなければ駄目だ」後日、「本当に眼がさめた」と。

8. 経営者の含蓄ある言葉

(1) 社員は、現在26名である。『1/26』と『26/1』は、どう違うか考えてほしい。これは大変な違いである。前者の考えでは会社を駄目にしてしまう。後者の気持ちで真剣に安全を考えてほし

(2) 災害が発生した建物は、オーナーに引き渡せない。自分がオーナーだったら引き取らない。

(3) 「安全とは、勇気と、根気と、真心の結集である」

9. おわりに

今後の取り組みとして、昨年４月公表された、労働省告示「労働安全衛生マネジメントシステム」の運用である。17条からなる条文で、要旨は、P→D→C→A繰り返し実行することとある。

「条文に合わせるのではなく、今現在やっていることを、条文で確認する」を今後、これを実行したいと思う。

昨年も申し上げたことではありますが、労働安全・衛生コンサルタントが事業場の診断、指導を行うにあたっては、専門技術者としての知識と経験に基づいて、事業場の抱える問題点を分析し、最善の改善策を提供しなければなりません。すなわち、診断の出発点として、過去に災害の発生した事業場の安全診断の場合には、災害の直接原因（起因物に内在する不安全状態と事故に結びついた不安全行動）、間接原因（不安全状態と不安全行動が取り除かれなかった管理監督上の欠陥）、基礎原因（管理監督上の欠陥が生じては是正されなかった理由）を、特に災害が発生していない事業場の安全診断では潜在的な災害要因を徹底的に掘り起こす。また、有害業務のある事業場の衛生診断では、原材料の危険有害性、設備レイアウトとプロセス・フローチャートの分析に基づく有害物発散の危険性や反応危険性、設備からのリークの危険性、

今回応募された4編の事例のうち、前述のよ
うな観点から下記の1編を入賞としました。

☆粘着紙等製造工場の安全衛生診断指導事例☆

坂口 繁一 (兵庫・保)